

国住街第 249 号
令和 5 年 3 月 24 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 市街地建築課長
(公印省略)

建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 4 号の規定の運用について (技術的助言)

建築基準法施行令の一部を改正する政令 (令和 5 年政令第 34 号。以下「改正令」という。) が令和 5 年 2 月 10 日に公布、同年 4 月 1 日から施行されることとなった。

改正令では、建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。) 第 2 条第 1 項第 2 号の改正により、倉庫等に設ける一定の軒等に係る建築面積の算定方法が見直され、建蔽率規制の合理化が行われたところである。これに伴い、今般、倉庫等に設ける軒等に係る延べ面積の算定方法についても、同項第 4 号の規定の運用に関し、下記のとおり整理したので通知する。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

工場又は倉庫の用途に供する建築物に設ける軒等の下部であって、貨物の積卸しのためにトラック等が停留又は駐車するための部分については、令第 2 条第 1 項第 4 号イに規定する「その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 (誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。) の用途に供する部分」として、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 52 条第 1 項に規定する延べ面積 (建築物の容積率の最低限度に関する規制に係る当該容積率の算定の基礎となる延べ面積を除く。) の算定に当たり床面積に算入しないものと取り扱って差し支えない。